

# 船舶事故調査報告書

平成24年2月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 石 川 敏 行

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年5月28日 07時45分ごろ
発生場所	青森県八戸市東方沖1,300海里付近 (概位 北緯38°56′ 東経170°32′)
事故調査の経過	平成23年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十二源 <sup>げんえい</sup> 榮丸、177トン 136269、株式会社ヤマツ谷地商店 41.33m×7.00m×3.00m、鋼 ディーゼル機関、661kW、平成11年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年4月11日 免状交付年月日 平成21年4月21日 免状有効期間満了日 平成27年2月28日 漁労長 男性 47歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和61年4月11日 免状交付年月日 平成19年5月17日 免状有効期間満了日 平成24年6月2日 操機長 男性 63歳 六級海技士（機関） 免許年月日 平成22年4月6日 免状交付年月日 平成22年4月6日 免状有効期間満了日 平成27年4月5日
死傷者等	負傷 1人（操機長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、いか釣り漁の目的で平成23年5月22日八戸市八戸港を出港し、八戸市東方沖の漁場に向かった。 本船は、操業海域への到着まであと2日となったため、5月28日07時ごろから、操業準備としていか釣り機のドラムに針が付いたいか釣り漁具（以下「漁具」という。）を巻き取る作業を開始した。 操機長は、手でドラムに漁具を巻き取っていたが、針の位置がずれたの

	<p>で、ドラムを半周戻して直そうと機側に設けられたドラム回転用の下げボタンを操作したところ、逆方向に回転し、07時45分ごろ、八戸市東方沖において、いか釣り針が操機長の左手人差し指に刺さり、第一関節から先の部分に裂創を負った。</p> <p>本船は西へ向けて引き返し、操機長は、同月31日來援したヘリコプターで巡視船に運ばれて病院に搬送され、左第2手指裂創及び創部汚染と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>いか釣り機は、左舷側及び右舷側にそれぞれ12機、船尾に1機の合計25機設置され、いか釣り機両側のドラムには、それぞれ約300mのワイヤが巻かれていた。また、機側にドラム回転用の上、下及び止の3つのボタンが設けられていた。</p> <p>漁具は、長さ約20mの糸に針が12～13個取り付けられ、作業前にワイヤの先端に接続してドラムに巻き取っていた。</p> <p>漁具の巻き取り作業は、本船では、通常、機側のドラム回転用ボタンを使用せず、手でドラムを回していた。</p> <p>いか釣り機メーカーによれば、いか釣り機は、機側の下げボタンを押しても逆方向に回転しないようになっていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、八戸市東方沖を漁場に向けて航行中、作業準備として漁具をいか釣り機のドラムに巻き取る作業を行っていた際、操機長が針の位置を変えようとしてドラム回転用のボタンを操作したところ、ドラムが逆方向に回転したことから、ドラムに巻かれた針が操機長の左手人差し指に刺さって負傷したものと考えられる。</p> <p>ドラムは、下げボタンを操作しても逆方向に回転することではなく、操機長がボタン操作を誤った可能性があると考えられるが、逆方向に回転した要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、八戸市東方沖を漁場に向けて航行中、作業準備として漁具をいか釣り機のドラムに巻き取る作業を行っていた際、操機長が針の位置を変えようとしてドラム回転用のボタンを操作したところ、ドラムが逆方向に回転したため、ドラムに巻かれた針が操機長の左手人差し指に刺さったことにより発生したものと考えられる。</p>	